

「鶴舞幼稚園」の再編 について



- 【日時】平成26年12月18日（木）午前9時30分～
- 【場所】鶴舞幼稚園

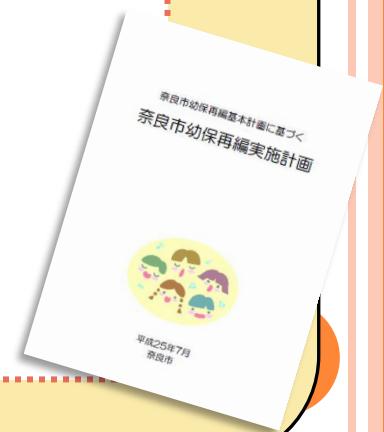
奈良市子ども未来部
子ども政策課

① 幼保再編とは

本市では、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを生み、育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりのため、市立幼稚園と市立保育所を一体化した「(仮称)市立こども園」に再編することを計画的に進めています。

市内の市立認定こども園

- H 21. 4 「富雄南」
- H 22. 4 「都祁」
- H 24. 4 「左京」
- H 26. 4 「青和」・「都跡」
- H 27. 4 「帯解」・「月ヶ瀬」(予定)



② 「市立こども園」とは

2

長い歴史の中で、子どもや保護者と手をたずさえながら培ってきた奈良市の教育・保育

市立幼稚園

市立保育所

再編による幼保一体化

「市立こども園」
(幼保連携型認定こども園)

教育・保育を
一体的に提供

地域における
子育て支援



年齢別提供サービス

保育を必要
としない

保育を必要
とする

3～5歳
就園児

教育・保育
延長利用
給食

0～2歳
就園児

教育・保育
延長利用
給食

未就園児

親子登園や子育て相談
担当職員を各園配置



新しい幼児期の教育・保育のかたち I

子ども本位の教育・保育の充実

これまでの幼稚園児・保育園児が、ごく当たり前に一緒に生活できる、入園から小学校就学までの一貫した教育・保育を担う一体型施設として、年齢に応じた適切な集団規模のなかで相互に支え合い育ち合える、子ども主体の教育・保育を実施します。



たくさんの友達と遊ぶのたのしい♪
次は何して遊ぼうか！！

新しい幼児期の教育・保育のかたち II

保育サービスの拡大

給食・延長保育など、これまでの幼稚園や保育所のもつ機能がさらに充実することで、3歳児からは保護者の就労状況等に関わりなく施設を利用できるようになります。また、特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態勢なども充実します。

安心して子どもを園に預けて働けるね。



こども園の基本的な1日のながれ イメージ図

時間	保育を必要とする 0・1・2歳児	3・4・5歳児	
		長時間利用	短時間利用
7:30	[開園] 順次登園	順次登園	
9:00	保育		登園
	昼食（給食）	教育・保育 (共通利用)	
	午睡		
14:00	保育	教育・保育 (共通利用)	
		(午睡)	降園
17:00	順次降園	保育	
18:30		順次降園	延長 利用
	[閉園]		

※ 時間等は、
目安です。

【共通利用時間】

年齢ごとに学級で活動し、全員が一緒に遊んだり給食を食べたりします。



みんなで食べる
給食はとっても
おいしいよ！

新しい幼児期の教育・保育のかたち III

子育て支援の推進

こども園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などを通して、地域の子育て支援の拠点として、安全・安心な子ども・子育て支援を行います。

小さな子どもをもつ親同士、
子育て情報が交換できて助かるわ。



こども園の保育料

- 現在国で協議が進められている平成27年4月スタート予定の「子ども・子育て支援新制度」では、施設形態が「市立幼稚園、保育所、こども園」のいずれであっても、お子様の年齢と父母の所得に応じた負担（現在の保育園保育料の算定方法）を基本として、市が設定することとなっています。
- また、所得の状況と合わせて、利用形態（長時間利用・短時間利用等）やサービスの利用量（延長利用等）などによって保育料が算定されることになります。

③ 奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱について（概要）

平成26年9月の定例教育委員会において、承認されました。

基準を設けることの必要性と考慮すべきこと

- これまで上記のことを定めた基準がなく、その時々の状況に合わせて休園・閉園の手続きを行っていました。
 - ・・・幼稚園がいつまで存続するのかという不安
- 過小規模園では教育活動が限られており、適正規模での教育の実施が求められている中で園児募集を続けてきました。
 - ・・・いつ認定こども園に移行するのかという疑問
- 再編計画を推進し、適正規模での教育の早期実現を目的とします。
- 基準に該当するが再編計画により例外として存続する園もあります。
- 休園・閉園により通園距離が伸びる場合は、可能な限り駐車場や駐輪場の確保を行います。

園児用送迎スクールバスは準備しない

2条(園児募集停止)の概要

1項 園児募集の結果、2年保育(4歳)の園児の応募が15名未満で、かつ翌年度の在園予定園児数(4、5歳の合計)が30名未満となる園については、翌年度における募集分から園児募集を停止する。ただし、統合再編による園児募集停止および地域により特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

根拠としたのは

奈良市学校規模適正化基本方針（提言）より抜粋

平成19年4月

奈良市学校規模適正化検討委員会

適正規模として「4学級～6学級（各年齢2～3学級）」とされており、特例として、

●各年齢児1学級編成の場合の最低必要人数

各年齢1学級編成をせざるを得ない場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模を確保する必要があります。その集団規模については、学級内でグループ活動ができる人数を安定的に確保する観点から、欠席などがあっても3、4名のグループが3つ以上作れることを基本として、最低15人が必要であると考えます。

●市立幼稚園（4歳児、5歳児）の適正規模の範囲

1年齢児1学級編成がやむを得ない場合は、各年齢15人以上必要との考え方から、1園あたり30人以上の園児数が必要と考えます。

3条(休園及び閉園基準)

1項 翌年度に在園する園児が0名となる幼稚園については、翌年度の閉園の手続きを行うことができる。ただし、統合再編により閉園の手続きを行う場合は、この限りでない。

これまで、統合再編以外の場合で園児が0名となる幼稚園は休園とし、その後、状況により閉園の手続きを行ってきましたが、その基準はありませんでした。

- ▶ 附則

- ▶ (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

平成26年10月1日

鼓阪幼稚園・精華幼稚園

- ▶ (現に休園中の幼稚園に関する特例)

2 この要綱の施行の際、現に休園している幼稚園については、この要綱の規定にかかわらず、平成27年度分の園児募集を停止し、平成26年度末をもって閉園の手続きをとることができる。

基準を適用した場合の閉園までの例

平成26年度

4歳児15名

5歳児15名

園児募集にあたって、入園希望者等に「基準」の説明

- 仮に、2年保育入園希望が10名の場合は、28年度の入園園児募集停止
- 子ども政策課より説明会、他園へ希望変更も可能

具体的な幼保再編計画の提示

平成27年度

4歳児10名

5歳児15名

平成28年度の入園園児募集停止

- 4歳児で転園希望の可能性も考慮
- 仮に、4歳児0名の場合は、閉園へ向けた調整

平成28年度

4歳児 0名

5歳児10名

閉園へ向けた
調整

【適切な情報提供のために】

園児募集の結果、基準が適用される園に対して、子ども政策課主催で説明会等を開催。

平成29年度

4歳児 0名

5歳児 0名

④ 鶴舞幼稚園の再編について I

主な現状・課題

市が、保有する資産を市民ニーズにマッチした的確な活用ができていない

- ・総園児数が30名に満たない状況が継続しています。
➢ 園児募集停止等基準に該当
- ・平成8年に建設された施設は、市立幼稚園の中でも新しく、園庭も十分な広さを確保できています。
- ・近鉄学園前駅へのアクセスも良く周辺保育所は待機児童を抱えています。
➢ 鶴舞幼稚園舎近隣には、再編により一体化できるような市立保育所はなく、市立施設として新たに乳児から幅広く園児を受け入れる体制を整備するための人材や財源はすでに枯渇

各年度5月現在の鶴舞幼稚園
園児数(平成27年度は見込)

年度	4歳児	5歳児	計
H27	8	10	18
H26	9	12	21
H25	10	13	23
H24	15	11	26
H23	10	14	24
H22	13	11	24

④ 鶴舞幼稚園の再編について Ⅱ

幼保再編を担当する子ども未来部では、鶴舞幼稚園の再編方針を次のように考えています。

幼保再編について

本市では、これまで近隣市立幼保施設を再編することにより認定こども園への移行を図っていました。

鶴舞幼稚園の再編を検討する中では、前例どおり市立幼保施設による再編（鶴舞幼稚園が閉園になる場合があります）を実施するよりも、鶴舞幼稚園の運営主体を民間法人に任せることで（いわゆる民営化）私立幼保連携型認定こども園へ移行する方が、より教育・保育サービスの充実が図れると考えています。

- ・民間活力を最大限に活用することで、市民の多様な保育ニーズに添ったサービスの展開が期待されます。
 - 適切な集団規模での教育・保育の実施(0～5歳児対象施設として検討)
 - 保育サービスのさらなる充実(3歳児保育、給食、開園時間の延長など検討)
 - 特色ある教育・保育の実施
- ・適用する保育料金表は、市立の認定こども園と同じです。

⑤ 民間活用による認定こども園への移行について I

運営法人の募集条件等の設定や選定作業、さらには引継などの実施にあたっては、保護者、地域、有識者の意見を十分踏まえながら進めたいと考えています。

移行へのスケジュール例

[平成27年度] 運営法人の募集・選定作業

[平成28年度] 約1年間かけて市と移管先法人による引継作業を実施

[平成29年度] 私立幼保連携型認定こども園へ移行

- 認定こども園へのスムーズな移行を図るため、平成29年度から私立認定こども園へ移行することを前提に平成28年度入園の園児募集を実施したいと考えています。
- 移管先法人を法に基づき、「公私連携法人」に指定し、市との協定を締結することで、移管先法人の経営面の負担軽減を図りながら、運営面等での市の関与を明確化する予定です。

⑤ 民間活用による認定こども園への移行について Ⅱ

私立幼保連携型認定こども園へ移行することをめざすにあたって、特に次のような事項に留意したいと考えています。

民営化にあたっての留意事項

- ・園児への十分な配慮

移行期間や引継期間を十分に確保するとともに、信頼性の高い運営法人を選定します。

- ・保護者や地域関係者の不安解消

きめ細かな情報提供を行うとともに、皆様のご意見を運営法人選定等に反映させます。

また、市立園がこれまで培ってきた地域との交流を尊重し、継続できるような法人を選定したいと考えています。

- ・運営主体が移管された後も、移管先法人と締結する協定を基に、市が一定の関与を保ち続けます。

すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします。



平成27年4月に本格
スタート

こんな取組みを進めていきます!

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした
「認定こども園」の普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、
子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な
子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきてる地域の子育ても
しっかり支援します。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、

「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

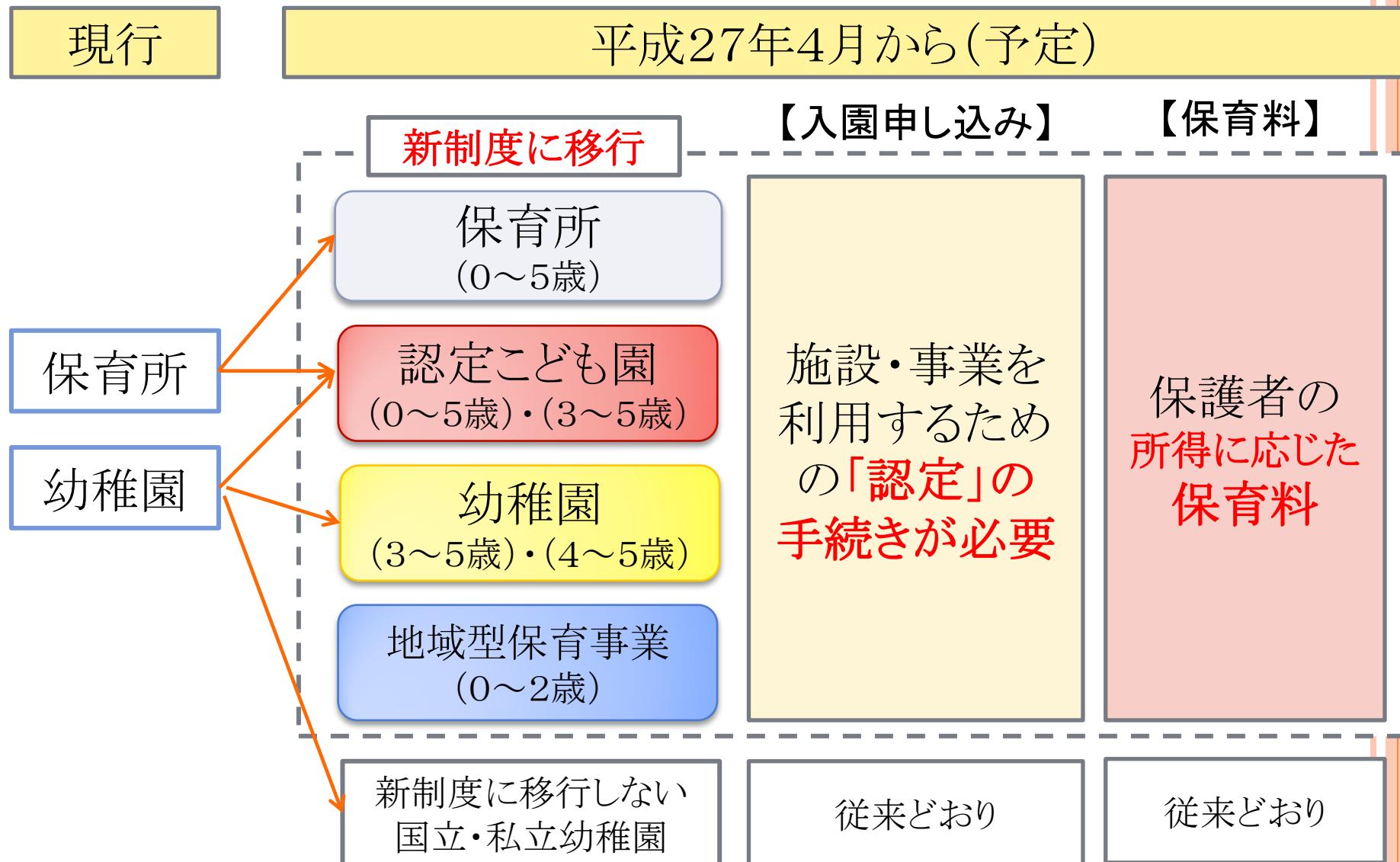
この新制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

1 新制度で増える・教育・保育の場

新制度で現行の枠組みが変わります



2 認定区分の新設

市立幼稚園などの利用には、市の認定が必要となります

年齢	状況	認定区分	利用施設等
3歳以上	保育を必要としない家庭	1号認定 教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園
	保育を必要とする家庭	2号認定 保育標準時間認定(最長11時間) 保育短時間認定(最長8時間)	保育所 認定こども園
3歳未満	保育を必要とする家庭	3号認定 保育標準時間認定(最長11時間) 保育短時間認定(最長8時間)	保育所 認定こども園 地域型保育

- 保護者の申請に基づき、市が認定を行い、「認定証」を発行します。
- 認定手続きについて、在園している人には、各園から通知があり、園よりまとめて申請を行い、認定後、園を通して「認定証」を交付します。
- 市立幼稚園・こども園の入園手続きを行う人は、入園許可(内定)が出たあと、園よりまとめて申請を行い、認定後、園を通して「認定証」を交付します。

3 保育料の新たな設定

保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となります

現行(平成26年度)

施設		利用者負担(月割)	
保育所	市立	世帯の前年分所得税の合計額で決定	
	私立		
幼稚園	市立	入園料	約 235円
		保育料	6,300円
	私立	入園料	平均約 1,454円
		保育料	平均約 19,580円

※ 私立幼稚園は、園ごとに保育料は一律となっていますが、「幼稚園就園奨励費」により、一旦保育料を支払った後に所得に応じた補助額をキャッシュバックされ、実質は所得による応能負担と同じ状況です。

平成27年4月から(予定)

制度	施設	利用者負担
新制度	認定こども園	保護者の所得に応じた保育料
	保育所	
	幼稚園	
	地域型保育	
現行制度	私立幼稚園	従来どおり各園で定める保育料 ※就園奨励費補助金も継続

※ 新制度の保育料については、現行の保育料を基に、激変緩和のための経過措置も合わせて検討しています。

4 保育料の新たな設定

多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

